

郵送による入札書類の提出等について

物品売払一般競争入札（令和 8 年 6 月 16 日岐阜市公告第 90 号）における郵送により入札書類を提出する場合の扱いは、下記のとおりとする。

1 入札参加申込書類の提出について

公告書 5 において、郵送により入札参加申込書を提出する場合は、以下のとおりとする。

(1) 提出方法

「一般競争入札参加申込書提出要領」に示す書類を角形 2 号封筒に入れ、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、令和 8 年 7 月 7 日（火）までに岐阜市役所市民協働生活部市民協働生活政策課に必着にて郵送すること。

(2) 注意事項

入札参加申込書類が(1)の期限までに到着しなかった場合、その責任は参加申込者に属するものとし、入札参加申込がなかったものとする。

2 入札書の提出について

公告書 9 において、入札書を郵送により提出する場合は、以下のとおりとする。

(1) 提出方法

入札書を下記(2)の要領で封書し、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、令和 8 年 8 月 3 日（月）までに岐阜市役所市民協働生活部市民協働生活政策課に必着にて郵送すること。

(2) 封書の方法

封筒の記載事項及び封書の方法については、次のアからエのとおりとし、「入札書を郵送する場合の封筒の記載について」を参照のこと。

なお、次のアからエによらない入札書は、無効となる場合があるので郵送する前に十分確認すること。

ア 封筒は、外封筒（郵送用）と内封筒（入札書封入用）の二重封筒とする。

イ 封筒に、必要事項を記載（外封筒には「入札書在中」と朱書き）する。

ウ 外封筒に以下の書類を入れること。

・内封筒（入札する案件ごとに作成）

※複数の物品の入札に参加する場合は、一つの外封筒にまとめて送付することができます。

・入札保証金の納入通知書兼領収証（金融機関の領収印のあるもの）

※入札終了後、郵送により返却します。

エ 外封筒を、一般書留郵便又は簡易書留郵便により郵送すること。

(3) 再度入札について

1 回目の入札が予定価格未満等の理由により、2 回目の入札を実施する際、1 回目の入札時に立ち会わない者がいる場合は、後日、指定する期日・方法で入札書を郵送する。

(4) 同価格入札のくじ引きについて

落札者となるべき同価格の入札をした者（以下、「同価格入札者」という。）が 2 人以上あるときは、直ちに、当該同価格入札者にくじを引かせて落札者を決定するが、郵送により入札書を提出した参加者が当該同価格入札者になった場合、くじ引きは、当該入札事務に関係のない職員が行う。

(5) 注意事項

入札書が(1)の期限までに到着しなかった場合、その責任は参加申込者に属するものとし、入札を辞退したものとする。

また、入札書を提出した後の入札書の差し替え、変更、撤回は一切できない。

3 提出先

上記 1 及び 2 の書類の提出先は以下のとおり。

○郵送先

〒500-8701

岐阜市司町40番地1

岐阜市役所 市民協働生活部市民協働生活政策課 宛

別紙

入札書を郵送する場合の封筒の記載について

(入札参加申込書類の封筒には記載不要)

【外封筒 記載例】

表面

書 留	〒500-8701
物品売払い〇〇〇在中	岐阜市役所 市民協働生活部市民協働生活政策課 宛
	岐阜市司町40番地 1

朱書きしてください※1

裏面

確実にのり付けしてください	
〒000-0000	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
代表取締役 岐阜 太郎	株式会社 △△△△

- ※ 同封する書類の名称（入札参加申込書、質問書、入札書）を記載すること。
- ※ 入札書を郵送する場合は、入札書の入った内封筒を入れること。
- ※ 会社名等は、ゴム印の押印でも構わない。
- ※ 縦書き、横書きは問わない。
- ※ 必要事項の記入がされていれば、どのような封筒でも構わない。

【内封筒 記載例】 ※入札書の提出の場合

表面

物品名	物品番号	物品 売 払 い 入 札 書
プラチナ	3	

入札公告書に記載されている物品番号を記載してください。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
株式会社 △△△△
代表取締役 岐阜太郎

裏面

印

入札書のみを入れ、確実にのり付けし、入札書に使用する印鑑で封印すること

- ※ 内封筒には、入札書のみ入れること。
- ※ 会社名等は、ゴム印の押印でも構わない。
- ※ 縦書き、横書きは問わない。
- ※ 必要事項の記入がされていれば、どのような封筒でも構わない。